

特定施設入居者生活介護利用料 （30日の場合）

要介護度	基本報酬 （日）	特定施設生活介護 （月）	科学的介護推進 体制加算 40/月	夜間看護 体制加算Ⅱ 9/日	協力医療機関 連携加算Ⅰ 100/月	所定単位数	介護職員等 処遇改善 加算Ⅱ (12.2%)	介護保険 利用料 合計	利用者負担 1割負担	利用者負担 2割負担	利用者負担 3割負担
要支援 1	183	5,490	40	0	100	5,630	687	63,170	6,317	12,634	18,951
要支援 2	313	9,390	40	0	100	9,530	1,163	106,930	10,693	21,386	32,079
要介護 1	542	16,260	40	270	100	16,670	2,034	187,040	18,704	37,408	56,112
要介護 2	609	18,270	40	270	100	18,680	2,279	209,590	20,959	41,918	62,877
要介護 3	679	20,370	40	270	100	20,780	2,535	233,150	23,315	46,630	69,945
要介護 4	744	22,320	40	270	100	22,730	2,773	255,030	25,503	51,006	76,509
要介護 5	813	24,390	40	270	100	24,800	3,026	278,260	27,826	55,652	83,478

※6ヶ月に1回、口腔・栄養スクリーニング加算20単位/月がかかります。（サービス利用開始時および利用中の6か月ごとに、利用者の口腔の健康状態と栄養状態についてスクリーニングを行い、ケアマネージャーにその結果を情報提供しています。）

※医療機関からご入居された場合には、退院・退所時連携加算30単位/日×30日がかかります。

※65歳未満の若年性認知症の方がご利用の際には、若年性認知症入居者受入加算120単位/日がかかります。

※退居時に情報提供を行った場合、退居時情報提供加算250単位（1回限り）がかかります。

※施設での看取り対応を行った場合、看取り介護加算（Ⅰ）として死亡日45日前～31日前：72単位/日、死亡日30日前～4日前：144単位/日、死亡日3日前～2日前：680単位、死亡日1,280単位/日がかかります。

◎科学的介護推進体制加算・・・厚労省LIFEとの連携を図っています。

◎夜間看護体制加算Ⅱ・・・看護職員等により、24時間連絡できる体制を確保し、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保しています。

◎協力医療機関連携加算Ⅰ・・・※24時間365日相談できる医療機関と連携を図っています。また利用者の対応等について、定期的な会議を開催しています。

◎介護職員等処遇改善加算Ⅱ・・・介護職員の処遇を改善するための取り組みを評価する加算です。介護保険法による介護報酬の告示上の額により、ご入居者様のご負担額に相違があります。（介護報酬金額の12.2%が加算されます。）